地域支援センター「みみらんど・郡山」

平成２９年度　きこえとことばの基本研修会

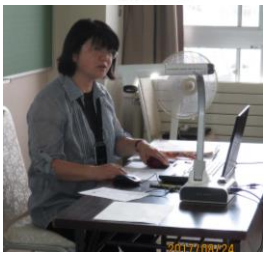

第2回　①「福祉制度と個別の教育支援計画について」

８月２４日（水）、第２回きこえとことばの基本研修会が行われ、NPO 法人のびのび福祉会　支援相談員　小池文子様に、相談支援サービスを受ける流れや支援の内容、個別の教育支援計画の活用等についてのお話を伺いました。

相談支援サービスを受ける流れ

1　市町村の窓口で紹介してもらう
2　面談の予約を取る
3　相談支援事業所で、又は相談員に来てもらい面談
4　相談支援サービスの登録申込み

福祉サービスを利用するには…

「計画相談」の作成
「受給者証」の発行

※　**相談支援員**：情報提供、自己決定に必要な提案、助言、支援を行う

障害支援区分

障がい者と生活環境を踏まえ、どんな支援がどの程度必要かにより区分が認定される

『障害者総合支援法』によるサービスの二本柱

○　障がい福祉サービス
○　地域生活支援事業
※どちらも各自治体主体で実施

サービスの内容

○障がい福祉サービス

介護給付…居宅介護（身体介護、家事援助、同行援重度訪問介護等）短期入所、施設入所支援等
訓練等給付…自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援援助（グループホーム等）
相談支援…一般的な相談支援、障がい児相談、計画相談
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

○地域生活相談事業

移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、相談支援

※　日常生活用具給付、コミュニケーション支援等は計画不要

『児童福祉法』によるサービス（18 歳未満）

○　障害児相談支援（サービス利用計画を作成する相談）
○　児童発達支援（未就学児）
○　医療型自動発達支援（肢体不自由未就学児）
○　放課後等デイサービス
○　保育所等訪問支援　等

乳幼児期から成年期まで途切れない支援体制へ

○　サービス担当者会議やモニタリングの実施
　サービスの利用状況や生活の状況等の確認、連絡調整
　必要に応じたサービス等利用計画の見直し
○　教員の担当者会議への参加や個別の教育支援計画の活用
○　地域における『縦横連携』…関係者間の共通理解・情報共有

【受講者の感想】

○　各機関が一層連携して早期から学校卒業後までを見通して支援することの大切さを感じました。
○　福祉制度は複雑でわかりにくい印象がありましたが、仕組みや利用の仕方等について少し整理することができました。子どもたちや保護者にきちんと情報提供できるよう勉強しなければと強く思いました。本日はありがとうございました。